

相・続・通・信 第29号

HP も是非ご覧ください！

相続 飯田

検索

「相続」「飯田」で検索！



相続手続支援センター® 平成 26 年 11 月

◆松本駅前店

〒390-0817

長野県松本市巾上 13-6

0120-97-3713

TEL:0263-35-6481

◆長野駅前店

〒380-0921

長野県長野市栗田 292 番地

0120-49-1322

TEL:026-223-1322

◆飯田店

〒395-0152

長野県飯田市育良町 2-14-2 アダージョ 2 1F

0120-13-6415

TEL:0265-25-2552

(※今後、当センターからのお知らせをご希望されない方は、恐れ入りますが、上記までご連絡をお願い致します。)

新
講座

『相続における保険の活用法』 セミナー開催！

日増しに寒さが身にしみる季節となりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、本日は、平成 26 年最後のセミナーをご案内させていただきます。

来る、平成 26 年 12 月 13 日 (土) 午前 10 時～『相続における保険の活用法』セミナーを開催致します。保険に加入されている方は多いかと思いますが、「相続」という視点から保険について考え、加入されている方はまだまだ少ないのではないのでしょうか。今回は、「相続」という分野での上手な保険の活用法をご紹介します。また、いよいよ平成 27 年 1 月 1 日からの相続税改正も迫って参りました。「相続税」における節税・納税資金対策にも役に立つ保険についてもお話させていただきます。相続・保険のことは全然分からないけど、勉強してみたい！自分の保険を見直してみたい！と思われた皆様、是非ご参加ください。

セミナー参加費用は無料ですが、予約制となっております。参加希望の方は、下記の電話番号までご連絡ください。なお、定員になり次第、締め切らせて頂きますので、お早めにご連絡ください。年末のお忙しい時期ですが、多くの方のご参加を心よりお待ちしております！

平成 26 年 12 月 13 日(土)

◆時 間／10:00～11:45 (開場 9:30)

◆会 場／南信州・飯田産業センター
2 階 研修室

◆講 師／税理士法人 成迫会計事務所

◆参加費／無料

◆持ち物／筆記用具

◆定 員／30 名様 (要予約)

相続における保険の活用方法について
勉強したい方！下記に関心のある方！
是非ご参加ください！

相続と保険との関係は？

保険と税金との関係は？

相続対策として保険が役立つ場面は？

相続税改正を踏まえ、節税対策・納税資金
対策として、保険を活用する方法とは？

■主催 相続手続支援センター® 飯田店



0120-13-6415

※申込受付時間：(月～金) 9:00～17:30

～相続の現場から～

葬儀費用支払のため、亡くなった方の口座からお金をおろしても大丈夫？

「家族が亡くなった時、葬儀費用支払いのために、ATM へ行ってその亡くなった人名義の預貯金からお金をおろしても大丈夫？」といった質問をよく頂きます。どう考えるべきものなのでしょうか？

相続は、人が亡くなったと同時に発生します。そのため、ご家族がお亡くなりになった時点で、亡くなられた方の財産は、**相続人全員の共有財産**になります。基本的には、相続人全員による相続手続を行わない限りは、預貯金をおろすことができません。しかし、大事なご家族がお亡くなりになると、悲しんでいる暇もなく通夜・葬儀を執り行わなければなりません。当面のお金を準備しておきたいと思うのも頷けますよね。最近では、各金融機関によって異なるものの、一定金額であれば、葬儀費用のためにおろすことを認める金融機関もあります。ただし、その際に実印を押した念書の提出・保証人を付けることを求められたりもします。でも、お金の準備ができれば少しは安心できますよね。

しかし、この後、亡くなられた方に大きな負債があることが判明した場合、預貯金をおろしてしまったご家族は“相続放棄”という手段をとることができるのでしょうか？

相続放棄とは、相続人という立場を放棄し、プラスの財産・マイナスの財産の一切を相続しないことです。この相続放棄を行うためには、相続財産の一部でも処分をしてはいけません。そのため、先ほどの葬儀費用のために預貯金をおろす行為が相続財産の処分行為に該当するかが問題となってくるわけです。裁判例を探してみると、社会的にみて相当な範囲内の葬儀費用のために被相続人名義の預金を解約するなどの行為は、相続財産の処分にはあたらないと判示したものもありますが、絶対的な結論ではないため、やはり相続放棄を考える上では、100%大丈夫だよと言うことはできません。

そうすると、葬儀費用1つとっても、生前にしっかりと準備しておくことが大切となってきます。

最近では、早い段階から保険を使って準備することもできますので、ご関心のある方は是非12月13日のセミナーへお越しください！



相続“豆”知識

Q. 遺言を作成しておいた方が良いケースとは？

ご相談を伺っている中で、「遺言を作成しておけばこんなにも苦労することなかったのに…」と思うことが多々あります。では、どういう場合に、遺言を作成しておいた方が良いでしょうか？

相続人の中に、認知症の方・行方不明の方・未成年の方がいる

…遺言が無い場合は、家庭裁判所の手続を経る必要が出てきます。

自分には子・孫がいないため、兄弟姉妹が相続人となる

…自分の配偶者と自分の兄弟姉妹が相続人となるため、スムーズにいかないケースが多いです。

相続人同士が仲良くないため、もめる可能性がある

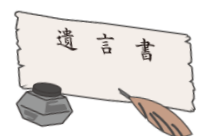
…もめてしまいますと手続を進めることができません。家庭裁判所にお世話になる可能性も…。

相続人以外の人に、財産を渡したい or 寄付したい

…遺言がないと、相続人以外には渡すことができません。

特定の相続人に財産を相続させたい or 相続させたくない

…特定の誰かに渡したいという希望を叶えるためには、遺言があると安心です。



家族関係やお持ちの財産によって、様々な対策方法・準備方法があります。勿論、遺言だけが解決策ではありませんが、この季節、風邪予防だけでなく、“相続予防”も是非ご検討ください。